

虐待の防止のための指針

1 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、また生活と自立を妨げることのないよう、虐待を未然に防止する対策及び発生した場合の対応等を的確に行うために、公益財団法人横須賀市健康福祉財団（以下「法人」という。）の基本的な考え方として、この指針を定め、従業員一人ひとりが虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有し、安全で、安心したサービス提供を行います。

2 虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項

法人では、虐待を未然に防止する対策及び発生した場合の対応等を的確に行うことを目的として「虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置します。ただし、当委員会は、あらゆる面で虐待とつながりの可能性のある法人内にある他の感染対策委員会、苦情解決委員会、事故防止委員会との一体的な運用とします。

なお、委員会の責務、構成、開催等に関しては「虐待防止検討委員会設置規程」により運用を行います。

3 虐待の防止のための従業員研修に関する基本方針

従業員に対して、利用者の人権を尊重したサービス提供を進めるために、虐待の防止の基礎的な内容の適切な知識を習得することを目的とした研修を行います。

なお、研修については「虐待の防止のための従事者に対する研修」により運用を行います。

- (1) 定期的（年1回以上）な研修の実施
- (2) 新任者に対する虐待の防止のための研修の実施
- (3) その他必要な研修の実施

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待の通報及び発見

従業員は、利用者、利用者家族または従業員から虐待の通報があるとき、あるいは虐待等が疑われる場合は、速やかに関係機関に報告し解決につなげます。＊報告・解決手順は、横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（地域包括支援センター・YEAP版）参照 令和3年4月

- (2) 虐待に対する従業員の責務

利用者の虐待は、外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は、日頃から虐待の早期発見に努めます。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待発生時及び虐待が疑われる事案が発生した場合には、まず事実を確認し、速やかに報告するとともに各従業者が情報を共有し、連携し、迅速かつ適切に対応することで、利用者の安全の確保をします。

(1) 事実の確認

利用者本人や家族、従業者から虐待の相談を受けた者は、各センター及び各ステーションの虐待防止責任者（以下「各管理者」という。）へ報告します。その後、各管理者を中心に、従業者やその他従業者等への聞き取りを行い、虐待の事実を整理します。

(2) 報告及び情報共有

虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに各管理者へ報告します。各管理者は法人虐待防止責任者（以下「法人責任者」という。）へ報告し、虐待防止検討委員会を開催するとともに、市へ通報します。

(3) 虐待を受けた方の保護

状況を把握した後、虐待を受けた利用者の安全確保を行います。また、利用者本人から虐待の訴えがあった場合、当該利用者本人に不利益が生じないようにします。

(4) 相談者及び報告者の保護

相談や通報を行った従業者が、解雇や処分、従業者間の軋轢など不利益な取り扱いを受けないよう配慮します。また、従業者間の関係性の変化等をよく把握し、適切に対処します。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

近年、認知症高齢者が経済的な虐待を受けるリスクが高いことが分かっています。そのため、高齢者等虐待の対応においては、成年後見制度を活用することも必要なケースがあります。そのような状況下の利用者を支援するため、本庁第二地域包括支援センターの従業者をはじめ、各所管の地域包括支援センターへも支援の協力依頼を行い、利用者の判断能力や生活状況の把握を通して、制度の必要性を見極め、必要に応じて、制度の概要や手続きの説明、申し立てへのつなぎ、地域の医療機関との連携等をして利用支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待の防止にかかる苦情相談窓口を開設するなどして、苦情処理の解決のために必要な体制を確立していきます。また、利用者サービスの質の向上を図るため、利用者に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取り組みを効果的なものとしていきます。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は利用者等の求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及び法人のホームページ上に公表します。この指針は、掲示及び公表については法人責任者及び各管理者の責任において管理します。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 法人全体の取り組み

虐待の防止は、各管理者等の一部の従業者のみで対応せず、法人全体で再発防止に向けた取り組みを行います。設置されている各種委員会機能を活用し、様々な意見交換をすることで、職種を超え多面的な対応を行っていきます。また、法人として、虐待防止の啓発に積極的に協力していきます。

(2) 家族への説明

法人として虐待の事実確認後、家族等に対して、速やかに誠意ある対応、説明を行います。

(3) 対外的な説明

報道機関からの取材等には、被害者等のプライバシーを保護するとともに、説明責任を果たす観点から、各管理者等に対応を一本化して、適切に対応します。

(4) 従業者のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み

虐待に関わった従業者のメンタルをケアする必要があるため、法人内の安全衛生委員会で、産業医等の協力のもとにメンタルヘルスケアの推進を行い、組織的に従業者の健康管理に努めていきます。

(5) 指針等の定期的な見直しと周知

虐待の事象は、社会環境等の変化により、様々な形態として変容してきますので、その時々にあった対応策を検討し、定期的に指針等を見直し、周知を図り、虐待の防止に努めていきます。

*この指針では、法人が実施している事業が多岐にわたっていることから、虐待防止に関する全般的なことについてのみ記載しており、児童、高齢者及び障害者各分野での個別の事案等には踏み込んでいません。

したがって、国から示されている虐待防止3法（「児童虐待防止等に関する法律」児童虐待防止法、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」高齢者虐待防止法、「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」障害者虐待防止法）や市から示されている内容と、この指針を基にそれぞれの事業実態に合わせた内容で、虐待の防止に努めていきます。